

図書館要覧

案

令和3年度

古賀市立図書館
Koga City Public Library

目 次

1.	古賀市の概要	2
2.	施設の概要	3
3.	古賀市立図書館の沿革	4
4.	図書館の活動目標	8
5.	資料収集方針	9
6.	図書館の組織 予算・決算	10
7.	蔵書構成	11
8.	雑誌・新聞タイトル一覧	12
9.	図書館の利用案内	13
10.	図書館の利用状況	16
11.	電子図書館サービス	17
12.	令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画	18
13.	読書活動事業	21
14.	地域文庫紹介	24
15.	条例・施行規則	26
16.	古賀市図書館協議会	33

1. 古賀市の概要

古賀市は福岡県の北西に位置し、東に犬鳴の山々、西に玄界灘を望みその海岸線は美しい白砂青松の海岸を擁し、42.07 ㎢の面積を有しています。緑深き山々を水源として流れ出す大根川と青柳川は東部に広がる田園を潤して玄界灘へ注ぎ、犬鳴山系の最高峰「西山」は標高 645m、宮若市との境にあり素晴らしい眺めを楽しめ、山と川、海に育まれた豊かな自然環境にあります。

さらに、平成 25 年 3 月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成 28 年 10 月に国の史跡に指定されました。

また、奈良・平安の時代には都から大宰府へ通じる官道が通り、近世では唐津街道、現在は九州自動車道、JR 鹿児島本線、国道 3 号、495 号線が走り、古賀市は今も昔も交通の要衝となりました。

そして、この交通の利便性とともに、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている古賀市には多くの企業が進出し、製造品出荷額も県内 9 位で、県下有数の工業力を有しています。

人口も平成 6 年には 5 万人を超え、平成 9 年には市制を施行し古賀市が誕生、現在では、人口も 6 万人に迫り、福岡都市圏の中核都市として、その役割を担っています。

この恵まれた環境のもと、「つながり にぎわう 快適安心都市 こが〜豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち〜」をまちづくりの将来像にかかげ、さまざまな施策を展開してきましたが、古賀市の特徴である交通の利便性や豊かな自然、誇れる歴史遺産、県下有数の工業力などを生かし、さらに「住んで良し」、「子育てして良し」、「働いて良し」の『選ばれるまち』をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

古賀市

ひとのデータ

人 口 : 59,709 人 (+ 51)
男 性 : 28,590 人 (- 24)
女 性 : 31,119 人 (+ 75)
世帯数 : 26,329 世帯(+244)
データ 2021 年 3 月 31 日現在



2. 施設の概要 (令和3年4月現在)

(1) 所在地

〒811-3103 古賀市中央二丁目13番1号
TEL 092-942-2561 FAX 092-944-0918

(2) 施設の概要

「古賀市生涯学習センター（通称：リーパスプラザこが） 古賀市立図書館」
(平成28年8月1日 古賀市生涯学習センター条例施行により名称変更)

生涯学習センターの構成
①古賀市中央公民館 ②古賀市立図書館 ③古賀市立歴史資料館 ④古賀市交流館
※古賀市交流館の新設に伴い、①～④の各施設が連絡通路等で結ばれ、生涯学習の拠点となる

平成6年11月1日「サンフレアこが（複合文化施設）」として開館

建築面積 2,063.28 m²

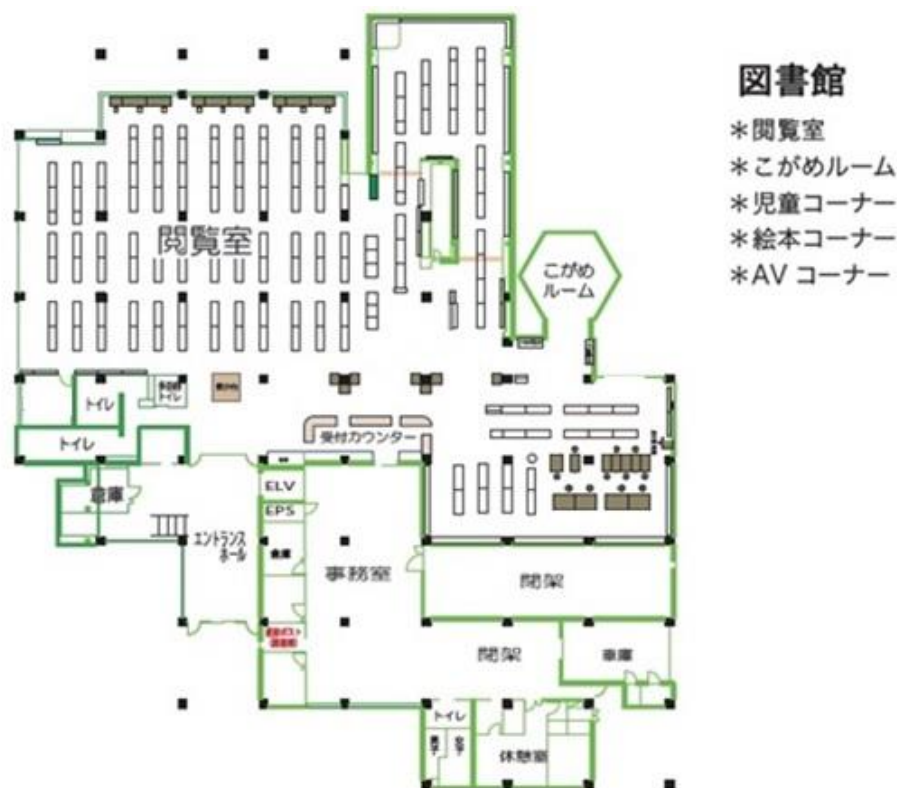
延床面積 3,607.744 m² (図書館部分1階 1862.287 m²)

構造 鉄筋コンクリート造地上2階

増築 平成16年8月31日 (こがめルーム 36 m²)

増床 平成28年1月15日 (150 m²)

(3) 施設の図面



3. 古賀市立図書館の沿革

年号	年	月	事	跡
大正	12		席内尋常小学校の敷地内に席内村立図書館（薄図書館）創立	 すasaki じょいち 薄 恕一（1866～1956） 席内村に図書館を設置寄贈して “古賀市立図書館の礎”を築いた
昭和	8		文部省より席内村立図書館表彰	
	20		終戦により席内村立図書館廃館	
	22	5	学校教育法施行規則により町内各小・中学校に 学校図書館を設置し活発な活動が始まる	
	36	5	古賀東小学校「西日本母と子の読書会」誕生	
	37	3	町内小学校4校「古賀町母と子の20分間読書」結成	
	44	8	第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催	
	48	4	古賀町図書館設置条例施行	
			図書館司書を正式配置開始（青柳小学校、小野小学校、町立図書館）	
		9	古賀町図書館の管理と運営に関する規則施行	
	10		古賀町立図書館 蔵書 3,757 冊で開館し、館外貸出を開始 初代館長 中村 隆則 就任	
	53		最初の地域文庫「たけのこ文庫」開設 「どうようおはなし会」開始	
	54	5	「えほん研究会」開始（平成5年4月終了）	
		10	「かめのこ文庫」開設（平成元年12月閉鎖）	
	55	2	「れんげ草文庫」開設（平成2年4月閉鎖）	
	57	4	第二代館長 洪田 近 就任	
	59	5	「子どもの本をよむ会」開始（平成5年4月終了）	
		7	「花鶴丘3丁目文庫」（現「あすなろ文庫」）開設	
	62	4	第三代館長 村山 競 就任	
	63	4	「ひばり文庫」開設（平成21年7月閉鎖）	
平成	元	6	「しらさぎ文庫」開設	
		2	「コスモス文庫」開設	
	4	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置	
	5	4	第四代館長 八尋 七郎 就任	
		9	新図書館着工	
		12	「こじか文庫」開設	
	6	4	新図書館移転業務のため図書館休館 10月まで	
		6	図書館利用者カード事前登録開始	
		8	新図書館竣工	
		10	コンピュータ導入による図書館システムを開始 新図書館オープンセレモニー	
		11	古賀町複合文化施設設置条例施行。施設名を「サンフレアこが」と称し、 1階に「古賀町立図書館」、2階に「古賀町立歴史資料館」を設置 新図書館を開館し、貸出開始 蔵書 93,630 冊 「星の子文庫」開設	
		12	A V資料貸出開始	
	7	4	第五代館長 安武 敏夫 就任	

年号	年	月	事 跡
	7	12	日曜日半日開館から一日開館へ
	8	1	蔵書 10 万冊を超える
		3	県立図書館とネットワーク (FL ネット) を結ぶ
		4	第六代館長 村山 間 就任
		10	読書講座開講 (年 5 回)
		11	第 1 回図書館まつり開催
		12	「名画会」開始
	9	3	蔵書冊数 123,096 冊となる (雑誌・AV 含む)
		7	「子ども映画会」開始
		8	貸出冊数 10 冊 開始
		10	市制施行により古賀市立図書館となる
	10	3	蔵書冊数 136,071 冊となる (雑誌・AV 含む)
	11	3	蔵書冊数 146,657 冊となる (雑誌・AV 含む)
		4	図書館コンピュータ機器更新
			粕屋地区公共図書館等 配本車事業開始 (相互貸借)
		5	読書講座開講 (11 年度より年 10 回)
	12	3	蔵書冊数 164,952 冊となる (雑誌・AV 含む)
		11	H P 開設
	13	3	蔵書冊数 170,055 冊となる (雑誌・AV 含む)
		10	「どうようおはなし会」 500 回となる
	14	3	蔵書冊数 183,702 冊となる (雑誌・AV 含む)
		8	福岡都市圏公共図書館等広域利用開始
	15	3	蔵書冊数 192,723 冊となる (雑誌・AV 含む)
		4	図書館資料データ変更 (OPL データを TRC データに)
		8	ブックスタート事業開始 (健康づくり課、こども政策課、市立図書館との合同事業)
	16	2	福岡県図書館情報システム (ILL) 参加
		3	図書館コンピュータ機器更新、蔵書冊数 204,603 冊 (雑誌・AV 含む)
		4	第七代館長 小西 欣也 就任
			古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣表彰
		5	インターネット端末 (2 台) 提供開始、Web での蔵書検索可能となる
		9	市民の寄付による「こがめルーム」増設 (36 m ²)
	17	3	盗難防止用ゲート設置、蔵書冊数 207,448 冊 (雑誌・AV 含む)
		4	青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」開始
		9	「おはなしのへや」撤去工事
	18	3	蔵書冊数 213,921 冊となる (雑誌・AV 含む)
		4	「古賀市子ども読書活動推進計画」策定
			古賀市立図書館「子どもの読書活動 優秀実践図書館の部」文部科学大臣表彰
			データベース情報提供開始 (聞蔵Ⅱ、ジャパナレッジ)
		6	「赤ちゃんおはなし会」開始
	10		青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業・福岡地区読書研修会」開催



旧町立図書館

年号	年	月	事 跡
	19	3	蔵書冊数 213,301 冊となる（雑誌・AV 含む）
		4	第八代館長 簗原 弘二 就任 図書館利用者カード再発行有料化
		10	青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 読書フォーラム」開催
		11	市制施行 10 周年記念「第 12 回図書館まつり」開催
	20	3	蔵書冊数 208,392 冊となる（雑誌・AV 含む）
		4	第九代館長 木戸 一雄 就任
		10	図書館マスコット「ことちゃん」決定 「小さい子のおはなし会」開始
	21	3	蔵書冊数 212,124 冊となる（雑誌・AV 含む）
		7	古賀市複合文化施設運営協議会設置 布の絵本ボランティア「つくしんぼ」発足
	22	3	蔵書冊数 222,475 冊となる（雑誌・AV 含む）
		4	IC タグ導入開始（新刊）
		6	IC タグ対応盗難防止用ゲート設置 図書館管理システム更新（LiCS-Re へ）
		7	IC タグ貼付作業開始（所蔵資料 22 万冊対象 県緊急雇用創出事業） 「24 時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、 デイジー再生機が寄贈
		10	IC タグ貼付作業終了
		11	自動貸出機導入
	23	3	蔵書冊数 225,251 冊となる（雑誌・AV 含む）
		4	第十代館長 矢野 博昭 就任
		10	「赤ちゃんおはなし会」2 部制開始
	24	2	Web 予約開始
		3	蔵書冊数 222,683 冊となる（雑誌・AV 含む）
		5	データベース情報提供開始（法情報総合データベース） 名画会 200 回記念開催（平成 8 年 12 月から）
		7	「どうようおはなし会」1,000 回記念開催（昭和 53 年 6 月から）
		9	J R 古賀駅に「図書返却ポスト」設置
		10	「古賀市子ども読書活動推進計画」改訂
		11	レファレンスデスク設置
	25	1	「赤ちゃんおはなし会」100 回記念開催（平成 18 年 6 月から）
		3	蔵書冊数 226,171 冊となる（雑誌・AV 含む）
		6	情報提供ラック事業開始
	26	3	蔵書冊数 228,227 冊となる（雑誌・AV 含む）
		4	第十一代館長 梅谷 悦二 就任
	27	3	蔵書冊数 229,252 冊となる（雑誌・AV 含む）
		8	空調・照明改修及び増床工事のため閉館
		9	臨時図書館開館
		12	臨時図書館閉館



図書館マスコット
「ことちゃん」

年号	年	月	事 跡
28	1	1	空調・照明改修及び増床工事完成（増床 150 m ² ） 図書館マスコット「ことちゃん」の着ぐるみ寄贈（コスモス文庫 村山美和子氏より） 図書館管理システム更新（LiCS-Re2 へ）
		2	図書館リニューアルオープン
		3	法情報総合データベース提供終了 蔵書冊数 229,499 冊となる（雑誌・AV 含む）
		4	データベース情報提供開始（ルールル電子図書館） 雑誌スポンサー制度開始 読書ノート事業開始
		5	セカンドブック事業開始
		7	古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置 「古賀市複合文化施設サンフレアこが 市立図書館」の名称廃止〔古賀市複合文化施設条例廃止〕 古賀市複合文化施設運営協議会の廃止〔古賀市複合文化施設運営協議会設置規則廃止〕
		8	「古賀市生涯学習センター（通称：リーパスプラザこが）古賀市立図書館」へ名称変更〔古賀市生涯学習センター条例施行〕 古賀市図書館協議会設置 古賀市中学生読書サポーター養成講座実施
		29	1 「小さい子のおはなし会」100 回達成（平成 20 年 10 月から） 2 「赤ちゃんおはなし会」200 回達成（平成 18 年 6 月から） 3 蔵書冊数 232,771 冊となる（雑誌・AV 含む） 4 学校図書館市民開放用一般図書の配本開始 10 「第 3 次古賀市子ども読書活動推進計画」策定
		30	3 聞蔵Ⅱ、ジャパナレッジ、ルールル電子図書館データベース提供終了 蔵書冊数 235,514 冊となる（雑誌・AV 含む）
		31	3 蔵書冊数 238,000 冊となる（雑誌・AV 含む） 4 第十二代館長 久保田 了司 就任
令和	元	7	サンリブ古賀店に「図書返却ポスト」設置
		10	古賀市立図書館移転開館 25 周年記念 「直木賞受賞作家 東山彰良さん読書講演会」開催 「移転開館 25 周年の歩み」パネル展 開催 「移転開館 25 周年記念図書館バッグ」販売
		2	3 蔵書冊数 229,997 冊となる（雑誌・AV 含む） 4 第十三代館長 長崎 功一 就任 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館（3 月 2 日～23 日、4 月 1 日～5 月 18 日）
		3	2 図書館管理システム更新 貸出冊数 20 冊に変更 3 古賀市電子図書館サービス開始 蔵書冊数 225,309 冊となる（雑誌・AV 含む） 4 第十四代館長 中野 敏明 就任



図書館マスコット
「ことちゃん」の着ぐるみ

4. 図書館の活動目標

図書館の運営方針

- 市民の「知る自由」を保障し、生涯学習を支援する情報センターとしての図書館
- 地域の情報拠点として市民の暮らしに役立ち、豊かな心を育てる図書館
- 社会の変化や地域の実情に応じ、市民とともに成長し、市民に信頼され支持される図書館

令和3年度の活動目標

- 市民のニーズや地域の課題に対応したレファレンス・サービス(情報提供等)の実施
- 郷土・行政資料の収集・保存、利用者への情報提供の実施
- いつでも・どこでも利用できる電子図書館サービスの実施
- 「第4次古賀市子ども読書活動推進計画」の策定、及び家庭・地域、読書ボランティア団体、学校等と連携した子どもの読書活動の推進
- 「読書ボランティア養成講座」「教養講座」「図書館まつり」等の事業の実施
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用



「知恵の冒険」 作 望月 菊麿

5. 資料収集方針

古賀市立図書館資料収集方針

(平成26年3月 古賀市教育委員会告示)
(改正 平成28年7月 古賀市教育委員会告示)

(趣旨)

第1条 この方針は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は、市民（図書館の利用者を含む。以下同じ。）の基本的人権の一つである知る自由を社会的に保障する機関の一つであることに鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供するよう努めるものとする。

2 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集するものとする。

3 図書館は、資料の収集に当たっては、市民の要望並びに社会の要請及び地域の実情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うものとする。

4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主張は読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断に委ねられていることに鑑み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行うものとする。

5 図書館は、市民の知的関心に応える証としてこの収集方針を公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するものとする。

6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分に理解するとともに、この収集方針に則って資料の収集に当たらなければならない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政資料
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がい者用資料
- (7) その他前条第2項に規定する資料

(資料収集の留意点)

第4条 資料収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはないこと。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。

(4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。

2 寄贈図書の受入れに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

(資料の選定方法)

第5条 資料の選定調整を行うため、図書館員で構成する図書館資料選定委員会を設置する。

2 資料の選定調整を行う場合には、あらかじめ前項の図書館資料選定委員会の議決を経るものとする。

3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に尊重し、資料の選定に当たるものとする。

(蔵書の更新)

第6条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。

2 開架書架においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。

(2) 将来の利用や資料価値がない資料は除籍すること。

(3) 頻繁に利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

(市民の要望及び意見の尊重)

第7条 市民の蔵書に関する要望及び意見については、広くこれを収集し、蔵書構成の充実に役立てるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が定める。

6. 図書館の組織 予算・決算

組 織

(令和3年4月現在)

館 長 ————— 職 員・・・・・・・ 6人(司書4人)
 | 1人(任期付き司書1人)
 図書館協議会(8人) ————— 会計年度任用職員・・・・14人(フルタイム4人、パートタイム10人)

	区 分	事 務 分 掌
1	館 長	図書館全般の統括、渉外
2	係 長	図書館の総合的な管理・運営、図書館業務の総括指導
3	職 員	図書館業務の調整 図書館資料に関すること(選択、収集、組織化、除籍) ・図書 ・雑誌 ・新聞 ・AV資料 ・郷土資料 カウンター業務(貸出、返却、利用者登録、予約、複写、レファレンス業務など) 行事等の立案、企画・運営(読書講座、名画会、講演会、図書館まつりなど) 図書館広報 子ども読書活動推進(おはなし会、ブックスタート、セカンドブック、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会など) 諸団体との連携(学校図書館、親子読書推進活動支援、地域文庫、読書ボランティア) 見学、職業体験・インターンシップ等の受入 督促、一般事務、予算管理

予算・決算

経 費		令和2年度決算額	令和3年度予算額	摘 要
総額(①+②)		119,756,532	109,734,000	
①図書館費総額(A+B+C)		109,536,554	107,071,000	
A	人件費	81,608,823	84,414,000	
B	資料費(a+b+c)	15,071,904	10,538,000	
	a 図書	12,629,000	8,097,000	
	b 雑誌・新聞	1,735,049	1,942,000	
	c 視聴覚資料	707,855	499,000	
C	その他の費用	12,855,827	12,119,000	
②電子図書館サービスに関する費用		10,219,978	2,663,000	
a	委託料 電子図書館サービス導入委託	770,000	0	
b	使用料 電子図書館クラウド使用料	55,000	660,000	令和3年3月 導入
	電子書籍コンテンツ使用料	9,394,978	2,003,000	

※令和2年度は、電子図書館サービスに関する費用を新型コロナウイルス感染症対策事業費より支出。

7. 蔵書構成

(令和3年3月31日現在)

図書館の資料点数は次の通りです。

区 分	一 般 書	児 童 書	図 書 計	AV 資料	総合計	雑 誌
資料数	153,768	64,492 (2,458)	218,260	7,049	225,309	166 タイトル (5,813 冊)

※児童書の（ ）内は紙芝居・パネルシアター、大型絵本、布絵本の蔵書数

冊子 266 冊は一般書に含む

AV 資料は、ビデオ、DVD、CD、カセットブックを含む

☆ その他の資料

朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、読売新聞、西日本新聞、産経新聞、週刊読書人、朝日小学生新聞、朝日中高生新聞、夕刊（日本経済、西日本）

☆ 他、パンフレット類

分類別蔵書数

(令和3年3月31日現在)

種類	分類	蔵書数	種類	分類	蔵書数	
一般書	0 総記	5,165	児童書	8 言語	1,122	
	1 哲学	5,386		9 文学	20,132	
	2 歴史	15,265		E 絵本	26,518	
	3 社会科学	20,407		紙芝居・パネルシアター・大型絵本・布絵本	2,458	
	4 自然科学	10,772		小 計	64,492	
	5 技術	13,513		図 書 合 計		218,260
	6 産業	5,197	AV 資料			
	7 芸術	16,566		VT ビデオテープ	443	
	8 言語	2,835		CD	4,150	
	9 文学	58,396		CB カセットブック	411	
	小 計		153,502	DVD		2,045
	冊子		266			
児童書	0 総記	434	A V 合 計		7,049	
	1 哲学	450	逐 次 刊 行 物			
	2 歴史	1,600	雑誌（タイトル数）		166 タイトル	
	3 社会科学	2,638	新聞（一年間保存）		9 紙	
	4 自然科学	4,251				
	5 技術	1,582				
	6 産業	1,087				
	7 芸術					

8. 雑誌・新聞タイトル一覧

令和3年3月31日現在

あ	1	AERA
	2	AERA with Kids
	3	アクアライフ
	4	アニメージュ
	5	安心
	6	&Premium
い	7	一個人
う	8	うかたま
	9	美しいキモノ
え	10	栄養と料理
	11	SFマガジン
	12	ESSE
	13	NHKきょうの健康★
	14	NHKきょうの料理
	15	NHK趣味の園芸
	16	NHK将棋講座
	17	NHKすてきにハンドメイド
	18	NHKみんなのうた
	19	FQ JAPAN
	20	ELLE ジャパン
	21	LDK
	22	園芸ガイド
	23	えんぶ
お	24	OCEANS
	25	オール読物
	26	オレンジページ
	27	音楽と人
	28	音楽の友
か	29	会社四季報
	30	カーサ ブルータス★
	31	かぞくのじかん★
	32	学校図書館
	33	家庭画報
	34	ガーデンアンドガーデン(FG出版)
	35	ガバナンス
	36	Car magazine (カーマガジン) 保存のみ 発行終了
き	37	季刊子どもと昔話(不定期刊)
	38	季刊のぼろ
	39	キネマ旬報
	40	九州ウォーカー 保存のみ 発行終了
	41	九州王国 寄贈
く	42	くらしとおかね 県指定保存
	43	暮らしの手帖★
	44	CREA
	45	クロワッサン
け	46	群像
	47	芸術新潮
	48	毛糸だま
	49	月刊エアライン
	50	月刊かがくのとも
	51	月刊クーヨン★
	52	月刊碁ワールド
	53	月刊たぐさんのふしぎ
	54	月刊天文ガイド
	55	月刊Newsがわかる
	56	月刊はかた 寄贈
	57	月刊バスケットボール
	58	月刊VOLLEYBALL
	59	月刊Piano
	60	月刊武道 寄贈
	61	月刊ホークス
	62	月刊MOE
	63	現代農業
こ	64	皇室 寄贈

	65	kodomoe★
	66	子どもと読書
	67	子供の科学
	68	こどものとも
	69	こどものとも 012
	70	こどものとも(年少版)
	71	こどものとも(年中向き)
	72	子どもの本棚
	73	この本読んで!
	74	コラム歳時記
さ	75	財界九州★
	76	サッカーマガジン
	77	茶道雑誌
	78	サライ
	79	サンデー毎日
し	80	JJ 保存のみ 発行終了
	81	JTB大きな時刻表
	82	シティ情報ふくおか
	83	じゃらん
	84	週刊朝日
	85	週刊金曜日
	86	週刊ダイヤモンド
	87	週刊日録20世紀 県指定保存
	88	週刊日本の街道 保存のみ 発行終了
	89	週刊パーゴルフ
	90	週刊ベースボール
	91	趣味の山野草
	92	小説すばる
	93	消費と生活
	94	新潮
す	95	スクリーン
	96	Sports Graphic Number
	97	墨
せ	98	正論
	99	世界
	100	Seventeen
た	101	Tarzan★
	102	旅の手帖
	103	ダ・ヴィンチ
	104	たまごクラブ
	105	短歌
	106	淡交
	107	DANCE MAGAZINE
	108	dancyu
ち	109	ちいさなかがくのとも
	110	中央公論
て	111	Discover Japan
	112	鉄道ジャーナル
	113	鉄道ファン
	114	テニスマガジン
と	115	ドゥーパ!
	116	特選街
	117	図書館雑誌 協会による情報雑誌の提供
な	118	NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版
	119	西日本文化 寄贈
に	120	日経WOMAN
	121	日経エンタテイメント!
	122	日経トレンド
	123	日経ヘルス 保存のみ 発行終了
	124	日経マネー
	125	日本児童文学
	126	Newton
ね	127	猫びより
	128	俳句

	129	HERS 保存のみ 発行終了
	130	母の友
ひ	131	PHP
	132	Piccolo 保存のみ 発行終了
	133	美術の窓
	134	ひよこクラブ★
ふ	135	フォトコン
	136	ふくおか経済
	137	婦人公論
	138	婦人之友
	139	プレジデント
	140	文学界
	141	文藝春秋
へ	142	Pen
	143	本の雑誌
ま	144	毎日が発見
	145	Mac Fan
	146	MAMOR マモル 寄贈
み	147	Mr. PC
	148	ミセス 保存のみ 発行終了
	149	ミセスのスタイルブック
め	150	MEN'S NON・NO
	151	MORE
も	152	文字の大きな時刻表
	153	モーターサイクリスト
	154	モダンリビング
	155	モノ・マガジン
や	156	やさしい畑★
	157	山と溪谷
ゆ	158	ゆうゆう
	159	ラグビーマガジン
ら	160	ラジオ深夜便
	161	ランナーズ
り	162	LEE
	163	リベラシオン・人権研究ふくおか 寄贈
る	164	ルアー・マガジン
	165	レタスクラブ
わ	166	Wan

雑誌 計		166タイトル
内 訳	令和2年度 購入	138タイトル
	県保存指定	2タイトル
	保存のみ 発行終了	8タイトル
	寄贈(受入中)	7タイトル
	雑誌スポンサー	10タイトル
協会による情報雑誌の提供		1タイトル

新 聞 (9紙)	
1	朝日新聞 (朝刊)
2	産経新聞 (朝刊)
3	毎日新聞 (朝刊)
4	読売新聞 (朝刊)
5	日本経済新聞 (朝刊、夕刊)
6	西日本新聞 (朝刊、夕刊)
7	朝日中高生新聞
8	朝日小学生新聞
9	週刊読書人

新聞 9紙

★は、雑誌スポンサーで提供いただいた雑誌

9. 図書館の利用案内

古賀市民及び市立図書館利用者（以下「利用者」という。）に、図書、新聞、雑誌、AV 資料などを提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンス・サービス等を行う。

- 1 開館時間 火曜日～日曜日 午前 10 時～午後 6 時
- 2 休館日 毎週月曜日
月曜日が祝日の時は開館し、翌平日休館
第 4 木曜日（図書及び資料等の整理日）
年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）、特別整理期間
- 3 貸出要件 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、
または福岡都市圏に住んでいる人
- 4 貸出冊数 図書は 1 人 20 冊まで（雑誌、紙芝居含む）
その他にビデオ・DVD・CD は合わせて 3 点まで、カセットブックは 5 点まで
（令和 3 年 2 月 10 日改正）
- 5 貸出期間 図書、雑誌、AV 資料（ビデオ、DVD、CD、カセットブック）すべて 15 日間
（令和 3 年 2 月 10 日改正）
- 6 貸出方法 NEC 図書館管理システム LiCS-Re2 による電算処理
- 7 サービス リクエスト、レファレンス、インターネット検索、コピー
- 8 読書活動 おはなし会、読書講座、読書講演会、親子読書推進活動支援、本の展示、広報等
- 9 文庫育成 地域の文庫活動を援助し、相互に子ども読書活動を推進する
- 10 団体貸出 市内の学校、保育所、学童保育所、読書ボランティア、福祉施設などの団体に
1 回 100 冊まで 30 日間貸出しをする

10. 図書館の利用状況

(令和2年度)

※令和2年4月1日～5月18日

新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館

※利用状況に電子書籍コンテンツの利用数は含みません。

(1) 利用状況

月	開館 日数	貸出冊数	一日平均 貸出冊数	利用者人数	入館者人数	登録者人数
4	0	265	—	123	0	0
5	11	13,548	1,232	2,754	3,942	60
6	24	24,861	1,036	5,926	7,924	75
7	26	28,154	1,083	6,832	10,038	114
8	25	28,571	1,143	6,729	10,482	87
9	25	27,669	1,107	6,556	9,799	79
10	26	28,017	1,078	6,909	10,521	74
11	24	26,684	1,112	6,638	10,473	90
12	23	25,297	1,100	6,140	9,391	69
1	18	22,654	1,259	5,162	7,022	73
2	16	24,556	1,535	4,815	7,486	85
3	25	29,708	1,188	6,165	10,323	111
合計	243	279,984	—	64,749	97,401	917
平均(月)		25,453.1	—	5,886.3	8,854.6	83.4
平均(日)		1,152.2	—	266.5	400.8	3.8

(2) 貸出状況

月	開館 日数	貸 出 数				合 計
		一般書(冊子含)	児童書	雑誌	A V	
4	0	206	39	20	0	265
5	11	7,174	4,827	1,017	530	13,548
6	24	14,101	8,153	1,511	1,096	24,861
7	26	15,211	10,070	1,549	1,324	28,154
8	25	14,980	10,720	1,577	1,294	28,571
9	25	14,921	10,010	1,576	1,162	27,669
10	26	15,488	9,782	1,591	1,156	28,017
11	24	13,923	9,883	1,489	1,389	26,684
12	23	13,616	9,064	1,377	1,240	25,297
1	18	12,759	7,774	1,225	896	22,654
2	16	12,655	9,266	1,361	1,274	24,556
3	25	15,149	11,316	1,540	1,703	29,708
合計	243	150,183	100,904	15,833	13,064	279,984
平均(月)		12,515.3	9,173.1	1,439.4	1,187.6	25,453.1
平均(日)		618.0	415.2	65.2	53.8	1,152.2

(3) 市内地区別登録状況

校区	人口	0～ 6 歳	7～ 12 歳	小計	13～ 15 歳	16～ 18 歳	小計	19～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 ～	小計	合計	%
青柳	5,958	39	91	130	51	51	102	117	161	177	100	155	156	866	1,098	18
小野	6,806	66	145	211	91	61	152	168	221	275	165	212	264	1,305	1,668	25
古賀東	9,047	103	210	313	121	110	231	299	409	430	252	283	551	2,224	2,768	31
古賀西	9,770	117	188	305	115	100	215	313	384	501	299	321	521	2,339	2,859	29
花鶴	7,846	94	281	375	155	98	253	168	291	496	191	223	470	1,839	2,467	31
千鳥	5,738	53	103	156	70	63	133	143	161	242	158	179	176	1,059	1,348	23
花見	8,653	82	225	307	98	107	205	260	327	411	243	254	328	1,823	2,335	27
舞の里	5,891	50	148	198	61	50	111	202	241	280	261	475	314	1,773	2,082	35
市内計	59,709	604	1,391	1,995	762	640	1,402	1,670	2,195	2,812	1,669	2,102	2,780	13,228	16,625	28

(4) 市外登録者数・貸出冊数

地区	登録者数		貸出冊数	
	令和 2 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	平成 31 年度
新宮町	858	805	8,300	11,702
久山町	22	20	306	513
粕屋町	14	14	38	76
篠栗町	24	24	430	236
宇美町	12	10	19	4
志免町	14	11	12	10
須恵町	10	8	30	13
福津市	845	806	5,171	6,531
宗像市	279	261	1,336	1,671
太宰府市	5	5	0	8
大野城市	6	7	16	68
筑紫野市	10	8	34	67
春日市	14	10	29	20
那珂川市	4	4	0	3
糸島市	5	5	0	0
福岡市	968	927	9,552	12,180
福岡市 (東区)	(832)	(798)	(8,437)	(11,130)
その他市町村	30	34	349	359
合 計	3,120	2,959	25,622	33,461
前年度比較	161 人増		7,839 冊減	

(5) 相互貸借

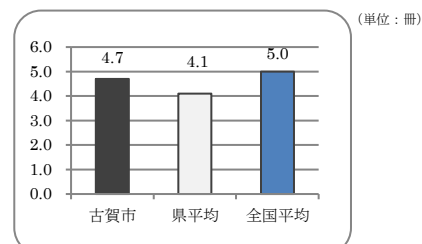
相手館名称	借受冊数	貸出冊数
新宮町立図書館	38	77
久山町民図書館	2	25
粕屋町立図書館	39	51
篠栗町立図書館	38	64
宇美町立図書館	13	18
志免町立町民図書館	39	34
須恵町立図書館	12	1
福津市立図書館	35	43
宗像市民図書館	17	71
糸島市図書館	34	30
大野城まどかぴあ図書館	24	33
春日市民図書館	13	25
太宰府市民図書館	20	12
筑紫野市民図書館	34	20
那珂川市図書館	33	10
福岡県立図書館	246	83
福岡市総合図書館	67	29
その他図書館	267	1,018
合 計	971	1,644

(6) 団体貸出	136 団体	貸出冊数 6,166 冊
(7) 予約	6,626 冊	
(8) リクエスト	1,318 件	
(9) レファレンス・サービス	4,422 件 (注: 1,528 + 2,894)	
(10) インターネット情報提供	126 件	
(11) コピーサービス	1,249 枚	
(12) サービス指数		

[1] 市民1人当たりの貸出冊数 (広域含む)

貸出冊数／人口

$$279,984 \text{ 冊} / 59,709 \text{ 人} = 4.7 \text{ 冊}$$

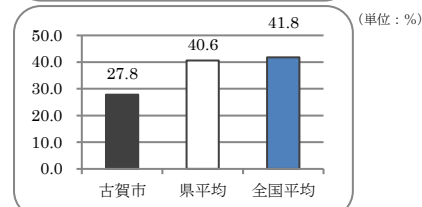


[2] 登録率

市内登録者数／人口

$$16,625 \text{ 人} / 59,709 \text{ 人} = 27.8\%$$

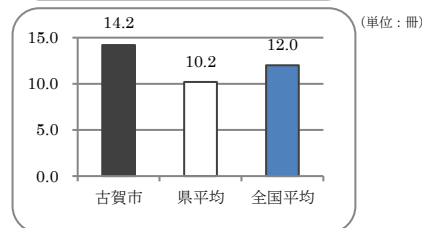
※古賀市では有効期限終了後、3年間の貸出がない場合、利用者登録を除籍しています



[3] 登録者1人当たりの貸出冊数 (広域含む)

貸出冊数／登録者数

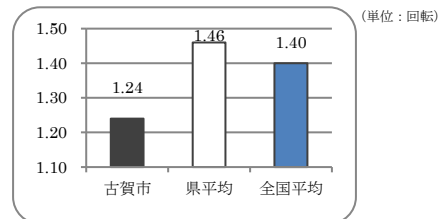
$$279,984 \text{ 冊} / 19,745 \text{ 人} = 14.2 \text{ 冊}$$



[4] 蔵書回転率 (1冊あたりの年間貸出回数)

貸出冊数／蔵書数

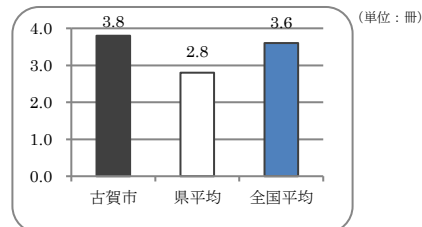
$$279,984 \text{ 冊} / 225,309 \text{ 冊} = 1.24 \text{ 回転}$$



[5] 市民1人当たり蔵書数

蔵書数／人口

$$225,309 \text{ 冊} / 59,709 \text{ 人} = 3.8 \text{ 冊}$$



[6] 行政効果

図書館資料平均単価×貸出冊数－図書館事業費決算総額＝税金の還元

$$1,902 \text{ 円} \times 279,984 \text{ 冊} - 109,536,554 \text{ 円} = 422,993,014 \text{ 円}$$

古賀市民は本を借りることによって、1年間に約4億2,299万円分のサービスを受けたことになり、市民1人当たり7,084円の税金、1世帯当たり16,065円の税金を還元したことになります。

※国、県の実績は「日本の図書館 2020 統計と名簿」の数値

※図書館資料平均単価は、令和2年度古賀市立図書館購入費による平均購入単価 (視聴覚資料、雑誌含む)

※古賀市人口 59,709 人、世帯数 26,329 世帯 (令和3年3月末現在)

※(9)レファレンス・サービスについては、口頭でのレファレンスに他館からの所蔵調査を加えた件数になっています。

※貸出冊数、蔵書数、および図書館事業費には電子書籍コンテンツは含みません。

1 1. 電子図書館サービス

古賀市立図書館では、令和3年3月9日から古賀市電子図書館サービスを開始しました。インターネット環境があればいつでもどこでも、タブレットやスマートフォン、PCからクラウド上の電子書籍を利用することができます。

(1) 利用案内

- | | |
|--------|---|
| 1 貸出要件 | ①古賀市在住の方で有効期限内の利用者カードをお持ちの方。
②古賀市内在勤・在学で有効期限内の利用者カードをお持ちの方。
(ただし古賀市内在勤・在学で福岡都市圏にお住まいの方は社員証・学生証などの提示が必要) |
| 2 貸出点数 | 3点まで |
| 3 貸出期間 | 15日間 |
| 4 貸出延長 | 1回 |

(2) 利用統計 (令和3年3月31日現在)

- | | |
|---------|--------|
| ・新規登録者数 | 236人 |
| ・タイトル数 | 3,416点 |
| ・貸出点数 | 417点 |

古賀市 電子 図書館

新しい
読書のかたち
体験して
みませんか？

古賀市立図書館は令和3年3月9日(火)から電子図書館サービスを開始しました！

インターネット上の「古賀市電子図書館」から、電子書籍を貸出し、返却、予約することができます。古賀市立図書館ホームページのトップページのバナー「古賀市電子図書館」からアクセス可能です。

ご利用にあたってはID・パスワードの申請が必要です。
古賀市立図書館カウンターまたは電話で申請を行ってください。

利用対象	貸出点数・期間等
古賀市在住または在勤、在学の方で、有効期限内の古賀市立図書館の利用者カードをお持ちの方 くわしくは古賀市立図書館ホームページをご覧ください。 古賀市立図書館ホームページ https://www.lib-citykoga.org/ 古賀市立図書館 TEL 092-942-2561	貸出点数：3点 貸出期間：15日間 予約点数：3点 予約取置：8日間 貸出延長：1回

NEW!

令和3年3月9日(火)から
新しいサービスが始まります！

古賀市電子図書館

古賀市立図書館

来館サービスを行います
(10時～18時の開館中)

- 来館して本・DVD・CD・雑誌を貸出し
(古賀市在学・在勤・福岡都市圏在住利用者対象)
- 館内で新聞等を読む
- 複写サービス・レファレンスサービス
- おはなし会・名画会などイベント参加

古賀市電子図書館

来館不要の第2図書館！
(24時間対応可能)

- インターネット環境があればどこでも電子書籍を検索・予約・貸出し
(古賀市在住・在学・在勤利用者対象)
- 期日がきたら自動的に返却
- 音声読み上げ機能に対応(一部)
- 文字の大きさを自由に変更
- デジタル化した地域資料の閲覧(予定)

古賀市立図書館
利用者が新たに登録して利用

(クラウド上) 古賀市電子図書館

タブレット スマートフォン PC

くわしくは古賀市立図書館ホームページをご覧ください。

古賀市立図書館ホームページ

<https://www.lib-citykoga.org/>
 古賀市立図書館 TEL 092-942-2561

12. 令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画

(1) 令和2年度事業報告

月	日	曜日	事業	場所	参加者数等
4	25	土	子ども読書の日イベント お楽しみ貸出し袋 子ども向け 25.26日	図書館	中止
			小学生むけおはなし会 講師:古賀子どもの本の交流会	こがめルーム	
	26	日	かばーる・ほ！さんのおはなし会 講師:仲原小学校おはなし会 かばーる・ほ！	歴史資料館 中会議室	
6月～7月中旬			新小学一年生 読書ノート配布とおはなし会	各小学校	延期 ※要望調査を行い、11月と12月に実施
6	5	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り① 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ	歴史資料館 中会議室	中止
	12	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り② 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ		
	19	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り③ 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ		
	26	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り④ 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ		
7	19	日	おはなし会スペシャル (市内地域文庫6団体)	歴史資料館 中会議室	中止
8	未定		中・高校生によるおはなし会	未定	中止
8	9	日	夏休み小学生向けプログラミング教室(福岡工業大学連携事業)講師:木室 義彦さん(福岡工業大学教授)	交流館 303.304和室	中止
9	26日(土)～ 27日(日)	第二十六回図書館まつり	テーマに沿ってセレクトした本のお楽しみパック	図書館	34セット
			標語・川柳・俳句展示	図書館ロビー	18点
	26		MY読書手帳&MYしおりをつくろう	歴史資料館 中会議室	32人
10	未定		東医療センター連携講座	未定	中止
11	未定		読書ボランティア団体交流会	未定	中止
11	14 28	土	ミニおはなし会	歴史資料館 中会議室	9人 19人
11	—	—	新小学一年生 読書ノート配布	各小学校(青柳小学校を除く)及び県立古賀特別支援学校	約580人
12	5	土	えいごでおはなし会 講師:ONG・メラニーさん(学校教育課外国語指導助手)	交流館 303.304和室	14人 4人
12	10	木	新小学一年生 読書ノート配布とおはなし会	青柳小学校	45人
12	12 29	土	ミニおはなし会	歴史資料館 中会議室	14人 6人
1	1/26～2/9		蔵書点検(図書館システム更新作業実施)	図書館	—
2	13	土	ナイトミュージアム&ライブラリー	図書館 歴史資料館	中止
	20	土	暮らしの講座「終活入門」 講師:福岡県司法書士会福岡東支部 中山浩一さん	中央公民館 大会議室	30人

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントでしたが、古賀市高齢者外出促進事業（シールの配布）は中止となりました。

＜定例行事＞

○どようおはなし会（歴史資料館中会議室）1月から再開			
毎週土曜日	11:00～11:20	6回実施	73人
○赤ちゃんおはなし会（歴史資料館中会議室）1月から再開			
第2水曜日	①11:00～11:15	6回実施	54人
	②11:40～11:55		
○小さい子のおはなし会（歴史資料館中会議室・交流館103洋室）1月から再開			
第3水曜日	11:00～11:20	3回実施	31人
○セカンドブック配布（サンコスモ古賀「すこやかホール」）7月から再開			
毎月3歳児健診時	14:15～16:00	9回実施	406人
○ブックスタート（サンコスモ古賀「すこやかホール」）7月から再開			
毎月1回	10:30～12:00	9回実施	182人
○名画会（歴史資料館中会議室）8月から再開			
第2土曜日	14:00～	6回実施	72人
○子ども映画会（歴史資料館中会議室）12月から再開			
	14:00～	2回実施	15人

＜見学・職場体験＞

○特別支援学校児童生徒からの読み聞かせに についてのインタビューへの対応	1回	4人
○中学生職場体験学習「ドリームステージ」	中止	

(2) 令和3年度事業計画

月	日	曜日	事業	場所
4	17(土)～ 18(日)		本のおみくじ	図書館
	17	土	かばー・ほ！のおはなし会 講師:仲原小学校おはなし会 かばー・ほ！	交流館 多目的ホール
6	4	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り① 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ	歴史資料館 中会議室
	11	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り② 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ	歴史資料館 中会議室
	25	金	布の絵本づくり講座 布の絵本「大きなかぶ」作り③ 講師:布の絵本ボランティア つくしんぼ	歴史資料館 中会議室
7	25	日	おはなし会スペシャル (市内地域文庫6団体)	交流館 多目的ホール
7	30	金	中・高校生によるおはなし会「あつまれ おはなしの森」 (玄界高等学校図書委員会)	交流館 多目的ホール
8	9	月	夏休み小学生プログラミング教室(福岡工業大学連携事業) 講師:木室 義彦さん(福岡工業大学教授)	交流館 多目的ホール
9	25	土	布の絵本に触れ合おう 他	歴史資料館 中会議室 他
	26	日	図書館で落語会☆ 落語:粗忽家酔書(そこつやよいしよ)さん	交流館 多目的ホール
12	4	土	えいごでおはなし会 講師:ONG・メラニーさん(学校教育課外国語指導助手)	交流館 303・304和室
12	4	土	ナイトミュージアム&ライブラリー	図書館 歴史資料館
1.2	1/25～2/1		蔵書点検	図書館
2	13	日	暮らしの講座「終活入門 その2」☆ 講師:福岡県司法書士会福岡東支部 会員	交流館 多目的ホール

＜月例行事＞

- どようおはなし会 土曜日(毎月2回程度) 11:00～11:20
- 赤ちゃんおはなし会 第2水曜日 11:00～11:15 11:40～11:55
- 小さい子のおはなし会 第3水曜日 11:00～11:20
- ブックスタート 毎月1回 10:30～12:00
- セカンドブック配布 毎月 3歳児健診時(サンコスモ古賀) 14:15～16:00

＜その他＞

- ☆ ○名画会(歴史資料館中会議室) 年7回(4/10・5/8・7/10・9/10・10/8・11/13・3/12)
- 子ども映画会(歴史資料館中会議室) 年4回(5/9・7/11・8/8・3/19)
- 学校図書館市民開放用一般図書配本 市内各小・中学校へ配本(年10回)
- 読書ボランティア団体交流会(年1回)
- 小学1年生へ図書館利用冊子配布
- 整理休館日(蔵書整理) 毎月第4木曜日

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントです。

1 3. 読書活動事業

◆おはなし会

子どもたちにおはなしの世界の楽しさを・・・・・・・・・・
絵本の読み聞かせを中心に紙芝居、手あそびなどを交えながら楽しいひとときを過ごしています。

どようおはなし会 毎週土曜日 11:00～11:20	赤ちゃんおはなし会 第2水曜日 ① 11:00～11:15 ② 11:40～11:55	小さい子のおはなし会 第3水曜日 11:00～11:20
回数 6 回 ●参加人数（延べ） 子ども 47 人 大 人 26 人 計 73 人 平 均 12.2 人	回数 6 回 ●参加人数（延べ） 子ども 27 人 大 人 27 人 計 54 人 平 均 9 人	回数 3 回 ●参加人数（延べ） 子ども 16 人 大 人 15 人 計 31 人 平 均 10.3 人

どようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会は、読書ボランティア団体の協力を得て実施しています。

- ・ どようおはなし会
第1週「こが語りの会」
第2週「こがめ」
第3週「咲の会」
第4週「古賀子どもの本の交流会」

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら令和3年1月から再開しました。（月2回）

- ・ 赤ちゃんおはなし会
赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」
- ・ 小さい子のおはなし会
小さい子のおはなし会「わにわに」

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら令和3年1月から再開しました。

セカンドブック事業は、平成28年度から始まり、3歳の誕生日を迎えた子ども達に絵本を1冊プレゼントし、親子のふれあいの大切さや意義を伝えています。

令和2年度は、図書館のカウンターや3歳児健診時に516人に絵本を手渡すことができました。

◆映画会

文化遺産としての価値の高い映画作品や映画の楽しみを知ってもらおうという趣旨のもと、名画会・子ども映画会を行っています。



名画会（一般対象）	子ども映画会（幼児・児童対象）
上映 6 回 参加人数（延べ） 72 人 平均 12 人	上映 2 回 参加人数（延べ） 15 人 平均 7.5 人



「えいごでおはなし会」
講師：ONG・メラニー先生



暮らしの講座「終活入門」
講師：福岡県司法書士会福岡東支部会員 中山浩一さん



新入学 1 年生読書ノート配付とおはなし会
於：青柳小学校



ミニおはなし会



特設展示台



標語・川柳・俳句展示



テーマに沿ってセレクトした
本のお楽しみパック



MY 読書手帳&MY しおりをつくろう

1 4. 地域文庫紹介

令和3年4月現在

文庫名	あすなろ文庫
所在地	花鶴丘3丁目区公民館
代表者	池田 頼子
設立年月	昭和59年7月
会員数	大人6人
開庫日	毎週月曜日 15時～17時
貸出冊数	延 160 冊
利用者数	延 170 人
蔵書数	文庫保有 1,300 冊 市立図書館からの貸出し 200 冊
活動報告	1. 文庫活動 本の貸出し 布の絵本製作及びキット作り 2. 地域活動 4月 育成会 新一年生歓迎会にて おはなし会 中止 6月 セタ会（福祉会・子ども会合同） 中止 7月 図書館「おはなし会スペシャル」参加 中止 8月 タ涼会（お店を出店） 中止 11月 三丁目文化祭に作品展示（布の絵本を出展） 12月 もちつき大会 中止 2月 ウォーキング大会（おにぎり作り）中止

文庫名	こじか文庫
所在地	鹿部区公民館
代表者	亀川 代志子
設立年月	平成5年12月
会員数	大人6人（スタッフ）
開庫日	毎月2回 第2・第4土曜日 15時～17時
貸出冊数	
利用者数	育成会との共催行事のため、集計なし
蔵書数	文庫保有 443 冊
活動報告	1. 文庫活動 本の貸出し 中止 2. 地域活動 4月11日～5月31日 コロナ感染拡大による緊急事態宣言のため閉館 6月13日～文庫再開 本の貸出しはお休み（公民館内の会議室使用） スタッフの会議のみ 第2・第4土曜日 15:00～17:00 9月12日～新作品づくりを検討 11月14日～影絵制作開始 12月12日～3月13日 影絵作り

文庫名	コスモス文庫
所在地	米多比児童館内（図書室）
代表者	村山 美和子
設立年月	平成2年3月
会員数	大人5人 子ども5人
開庫日	毎週土曜日 15時～17時
貸出冊数	延 414 冊 子どもの本 222 冊 大人の本 192 冊
利用者数	延 95 人子ども 16 人 大人 79 人
蔵書数	文庫保有 子どもの本 1,550 冊 大人の本 150 冊 市立図書館からの貸出し 600 冊（内一般 200 冊）
活動報告	1. 常時活動 本の貸出し、本の紹介、ブックトーク、ブックノートの作成、文庫掲示板の活用 他 2. ブッククラブ活動 計画はしていたが、新型コロナウイルス感染防止のため、実施できなかった。 3. 7月 図書館「おはなし会スペシャル」に参加を計画していたが中止になった・ 4. 新型コロナウイルスが流行しているが、本好きの会員は、たくさんの本を借りて行かれた。緊急事態宣言が発令されると児童館がお休みになるので、多めに本を借りていただき、本を楽しんでいただいた。 5. 児童館は、職員の方が感染予防対策は十分に行っておられるので、玄関で検温消毒をして入室している。活動後、文庫担当で使った机や本棚などで、消毒できるところは消毒した。

文庫名	しらさぎ文庫
所在地	都篠内会館
代表者	紙屋 典子
設立年月	平成元年6月
会員数	1名
開庫日	毎週火曜日 16時～18時
貸出冊数	
利用者数	
蔵書数	文庫保有 1,500 冊
活動報告	1. 文庫活動 制作活動 本の貸出し 2. 地域活動 1月 雪中新年会 雪合戦とタコあげ 雪だるまをつくりました。 その後みんなでぜんざいを食べました。

文庫名	たけのこ文庫
所在地	公務員宿舎 古賀住宅集会所
代表者	草野 三保子
設立年月	昭和 53 年
会員数	大人 36 名 子ども 39 名
開庫日	①毎月 1 回月曜日 (赤ちゃんお話会おひざにだっこ)10時30分～11時30分 9月より再開 毎週月曜日 15時30分～17時30分(6月まで) 16時～17時30分(7月から時間変更)
貸出冊数	延べ 337 冊
利用者数	延べ 428 人
蔵書数	文庫保有 1,992 冊 市立図書館から貸出し 0 冊 (短期貸出で 21 冊)
活動報告	1. 文庫活動・イベント 4 月 たけのこ文庫たんじょう会 中止 7 月 たけのこ文庫たなばた笹飾り 12 月 ふゆのおたのしみ会(お話会・手話による歌他)中止 クイズ大会 中止 ★特別企画事業 令和 2 年度子どもゆめ基金助成活動 10 月「理科×読書～理科読をはじめよう」リールパスラザこが 2. 地域行事 ・千鳥小チャレンジアンビシャス広場担当(開庫日全対象)＋土曜日開催5回 ・古賀市立図書館スペシャルお話会 中止 ・9 月 病院区秋季分館レクリエーション ラジオ体操・防災 3. 子ども育成・子育て支援 「おひざにだっこ」マタニティ・0～2 歳の親子対象 第 2 月曜 10:30～ 9 月より再開 「みみずクラブ」小学生～科学・食育・エコ学習・人形劇他月 2 回月曜 17:00～10 月～再開 4. 研修 ・随時 実習及び企画(朝読の勉強会も含む) ・福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会研修参加(会員) 5. たけのこ文庫新聞発行(季刊) 6. 千鳥コミュニティ FB 掲示

文庫名	星の子文庫
所在地	舞の里 5 区集会所
代表者	加藤 典子
設立年月	平成 6 年 11 月
会員数	大人 16 人 (スタッフ)
開庫日	毎週金曜日 16 時～17 時 30 分
貸出冊数	延べ 160 冊
利用者数	延べ 1,272 人 (毎週の文庫 912 人 おはなし会約 360 人)
蔵書数	文庫保有 1,200 冊
活動報告	1. 文庫活動(定例の活動) 本の貸出し・読み聞かせ 工作・紙芝居・季節の行事 (たき火・段ボールあそび・鬼ごっこ・ミニ運動会・昔あそび・クリスマス会・正月あそび・ハロウィン) 2. 制作活動 人形劇、影絵、ペープサートなどの制作 3. 演劇活動(劇団☆星の子) 保育園 4. 広報 おたよりの発行(月 1 回・舞の里小学校配布・地域回覧) 5. 地域連携活動 アンビシャス広場 6. 総会・ミーティング・研修会 総会(年 1 回)・ミーティング(毎月 1 回) 7. 各種研修会への参加



たけのこ文庫クリスマス会

15. 条例・施行規則

古賀市生涯学習センター条例

平成27年12月21日

条例第37号

改正 令和2年3月27日条例第10号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター

位置 古賀市中央二丁目13番1号

(施設)

第3条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 古賀市中央公民館（以下「公民館」という。）
- (2) 古賀市立図書館（以下「図書館」という。）
- (3) 古賀市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）
- (4) 古賀市交流館（以下「交流館」という。）

(事業)

第4条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の生涯学習の振興に関すること。
- (2) 生涯学習センターの利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

(職員)

第5条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

(管理)

第6条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第7条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

(使用許可の条件)

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けないで使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく職員の指示に従わなかったとき。
- (2) 使用者が第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(使用料)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料は、教育委員会規則で定める。

3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき。
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。

- (3) 使用者が教育委員会が定める日までに使用の取消し又は変更を届け出たとき。
 - (4) その他教育委員会が必要があると認めるとき。
- (入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をする者
 - (2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。）を携行する者
 - (3) 職員の指示に従わない者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者
- (利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料)

第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 第20条第1項の規定による古賀市図書館協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(古賀市公民館条例及び古賀市複合文化施設条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 古賀市公民館条例（平成9年条例第44号）
- (2) 古賀市複合文化施設条例（平成15年条例第25号）

(職員の引継ぎ)

4 この条例の施行の際現に古賀市立公民館又はサンフレアこがの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、生涯学習センターの職員となるものとする。

(委員の任期等に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に古賀市公民館条例第6条の規定により委嘱された古賀市公民館運営審議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、施行日に第18条第1項の規定により古賀市公民館運営審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(使用料の適用区分)

6 この条例の使用料に関する規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。

(使用の許可等に関する経過措置)

7 第7条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

8 教育委員会は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、第7条から第12条までの規定の例によ

り、その許可、許可の制限及び許可の取消し並びに使用料の徴収（以下「許可等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可等をされたときは、施行日においてこれらの規定により許可等をされたものとみなす。

附 則（令和2年3月27日条例第10号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の使用料に関する規定は、施行日以後の使用についての許可を受けたものについて適用し、施行日前の使用についての許可を受けたものについては、なお従前の例による。

古賀市生涯学習センター条例施行規則

平成28年1月26日
教育委員会規則第1号
改正 平成28年3月31日教委規則第5号
平成28年7月1日教委規則第13号
平成31年1月30日教委規則第1号
令和2年3月31日教委規則第12号
令和2年8月21日教委規則第15号
令和2年12月18日教委規則第16号

目次

第1章 総則（第1条—第18条）
第2章 公民館（第19条—第22条）
第3章 図書館（第23条—第40条）
第4章 歴史資料館（第41条—第47条）
第5章 交流館（第48条・第49条）
第6章 補則（第50条）
附則
第1章 総則
（趣旨）
第1条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例（平成27年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
（開館時間）
第3条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間
公民館 交流館 歴史資料館（中会議室）	8時30分から22時まで （使用に係る事務の受付は、17時まで）
図書館	10時から18時まで
歴史資料館（展示室）	10時から18時まで （入室は、17時30分まで）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。
（改正（令2教委規則第12号））
（休館日）
第4条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。
（1） 全館休館
ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
イ 12月28日から翌年1月4日まで
ウ 整理日（年2回程度適宜指定する第4木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日。）
（2） 一部休館（図書館及び歴史資料館）
ア 図書及び資料等の整理日（前号ウを除く毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日）
イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間
（改正（令2教委規則第12号））
（使用時間）
第5条 施設の使用時間は、9時から22時まで（準備及び片付け等に要する時間を含む。）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第6条 使用の許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書(様式第1号)を次に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) ホール(条例別表に掲げるホールをいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体(生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。)並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日(その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。)の12月前の月の初日(その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。)から使用日の1月前まで

イ 民間事業者(営利活動を目的としない利用に限る。) 使用日の9月前の月の初日から使用日の1月前まで

(2) 貸室(条例別表に掲げる貸室をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日の属する四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

イ 市内の民間事業者(営利活動を主目的としない社内会議・研修会、会社・求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生事業並びにこれらに類する目的に使用する場合に限る。) 使用日の属する四半期の最初の月の1月前の月の初日から使用日まで

2 ホール並びに貸室のうち大会議室及び中会議室の使用の申請は、当該申請を行った日から2月を経過するまで(使用日まで2月に満たない日に申請を行った場合は使用時間前まで)に使用料の支払がないときは、無効とする。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、ホールの使用に付随して貸室を使用するときは、ホールの申請の期間に準ずる。

(改正(令2教委規則第12号))

(定期利用団体)

第7条 教育委員会は、貸室を定期的に使用する者について、別に定めるところにより施設の使用の申請を優先的に認めることができる。

(改正(令2教委規則第12号))

(使用の許可等)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認めたときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5営業日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(改正(令2教委規則第12号))

(特別な設備等)

第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとするときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届出書(様式第3号)に許可書を添えて届け出なければならない。

(改正(平28教委規則第13号))

(許可を要する行為)

第11条 生涯学習センター(敷地を含む。以下同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書(様式第4号)により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の収集、宣伝その他これらに類する行為

(2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性のある物を館内に持ち込む行為

(3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける行為

(4) 施設又は設備を設ける行為

(5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為

(6) 拡声器により放送する行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為

(改正(平28教委規則第13号))

(禁止行為)

第12条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為

(2) 寄附を強要し、又は押売をする行為

(3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯学習センターの美観を損なうおそれのある行為

(4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為

(職員による確認及び点検)

第13条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、現に使用している施設内に職員を立ち入らせることができる。

2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第14条 使用料は、許可書を交付するときに徴収する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 使用の許可の内容が変更されたことにより追加で納付することとされた使用料については、教育委員会が指定する期日までに納入

しなければならない。

(冷暖房及び設備等の使用料)

第15条 条例第11条第2項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を申告しなければならない。

(使用料の減免)

第16条 条例第11条第3項に規定する教育委員会規則で定める使用料の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料減免申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。

(改正(平28教委規則第13号))

(使用料の還付)

第17条 条例第12条ただし書に規定する還付の金額は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める金額とする。

(1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により、使用することができなくなったとき 使用料の全額

(2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させたとき 使用料の全額

(3) ホールの使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき

ア 使用日の6月前 使用料の全額

イ 使用日の1月前 使用料の半額

(4) 貸室の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき

ア 使用日の1月前 使用料の全額

イ 使用日の3日前 使用料の半額

2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。ただし、同項第1号又は第2号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(改正(令2教委規則第12号))

(損害賠償)

第18条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料をいい、電子書籍(電磁的記録によって作成された図書館資料のうち、インターネットによる貸出しを行っている資料をいう。以下同じ。))を除くものをいう。以下同じ。))を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第7号)により教育委員会に届け出なければならない。

(改正(令2教委規則第16号))

第2章 公民館 省 略

第3章 図書館

(事業)

第23条 図書館は、図書館法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。

(2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する支援を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

2 前項の規定にかかわらず、文献の解説、翻訳、学習課程の解答その他回答することが不相当と認められる事項に係る依頼に対しては、回答を行わないものとする。

(改正(平28教委規則第13号))

(職員)

第24条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平28教委規則第5号))

(館内利用)

第25条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館資料を利用することができる。

(図書館資料の複写)

第26条 著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1項に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式第8号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成12年条例第6号)第2条第1項に規定する手数料を負担しなければならない。

2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負うものとする。

(改正(平28教委規則第13号))

(貸出しを利用できる個人)

第27条 図書館資料の貸出しを受けることができる個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定を締結した市町に住所を有する者

(3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者

(4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設に1年間以上継続して入所する者

- 2 電子書籍の貸出しを受けることができる個人は、前項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

(改正(令2教委規則第16号))

(個人の利用者登録等)

第28条 利用者登録を受けようとする者は、前条第1項各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第9号。以下この条において「申請書」という。)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。
- 3 第1項の規定による利用者登録又は貸出しを受けようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該利用者登録又は貸出しを受けようとする者の確認書類を提示しなければならない。
- 4 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から3年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。
- 5 有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。
- 6 第2項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申請書により速やかに館長に届け出て、利用者カードの再交付又は変更を受けなければならない。
- 7 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要な費用として100円を支払わなければならない。ただし、館長が特に認める場合は、支払いを免除することができる。
- 8 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。この場合において、利用者カードが登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者本人に帰するものとする。
- 9 登録者が、電子書籍の貸出しを受けようとするときは、電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしなければならない。
- 10 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者の電子書籍の貸出しに係る登録をし、利用者ID及びパスワードを交付する。
- 11 第9項の規定による電子書籍の貸出しに係る登録の申請をしようとする者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、代理人は、委任状及び当該申請をしようとする者の確認書類を提示しなければならない。

(改正(令2教委規則第16号))

(館外貸出しの制限)

第29条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、年鑑に類するものをいう。)

(2) 特に貴重な資料

(3) その他館長が特に指定した図書館資料

(貸出期間及び点数等)

第30条 登録者が貸出しを受けることができる期間及び点数は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、貸出期間及び点数を別に定めることができる。

種別	点数	貸出期間
図書(雑誌を含む。)	20点	貸出日から起算して15日以内
映像資料又は音声資料(カセットブックを除く。)	3点	
カセットブック	5点	
電子書籍	3点	

- 2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料(映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸出予約がない場合に限り、館長が定める手続により、引き続き貸出しを受けることができる。
- 3 教育委員会は、貸出しを受けた登録者が第1項の規定による貸出期間経過後も資料を返却しないときは、当該登録者に対し返却の督促を行うものとする。

(改正(令2教委規則第16号))

(貸出しの取消し等)

第31条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取消し、又は貸出しを停止することができる。

- (1) 第27条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第28条第8項前段に規定する不正な行為をしたとき。
- (3) 貸出しを受け、前条第3項の規定による督促を受けてもなお返却しないとき。
- (4) 貸出しを受けた図書館資料の紛失、毀損又は汚損が続いたとき。
- (5) 電子書籍については、電子書籍の貸出しに係る利用者ID及びパスワードの譲渡又は貸与をしたとき若しくは利用者ID及びパスワードの譲渡又は貸与を受けたとき。

(改正(令2教委規則第16号))

(貸出しを受けることができる団体)

第32条 図書館資料(電子書籍を除く。)の貸出しを受けることができる団体は、第36条に規定する地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、次条の規定により利用者登録を受けたものとする。

(改正 (令2教委規則第16号))

(団体の利用者登録等)

第33条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第10号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体を利用者登録し、利用者カードを交付する。

3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から1年間とする。ただし、有効期間満了後3年を経過しても更新されない場合は、職権により利用者登録を抹消することができる。

4 第28条第6項及び第7項の規定は、団体の利用者カードの再交付又は変更を受ける場合についてこれを準用する。

5 第2項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(改正 (令2教委規則第16号))

(団体貸出しの貸出冊数等)

第34条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第35条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(地域文庫等)

第36条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館に登録することにより団体貸出しの他必要な図書館の支援を受けることができる。

2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受けようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提出しなければならない。

3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更(解除)届により館長に届け出なければならない。

4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の指示により当該図書館資料の利用等について報告しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

第37条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適当と認めたときに、これを受納することができる。

2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第38条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第16条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(全改(平28教委規則第13号))

(古賀市図書館協議会)

第39条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第40条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

第4章 歴史資料館 省略

第5章 交流館 省略

第6章 補則

(補則)

第50条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(古賀市公民館条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 古賀市公民館条例施行規則(平成9年教育委員会規則第13号)

(2) 古賀市複合文化施設条例施行規則(平成16年教育委員会規則第1号)

(3) 古賀市複合文化施設運営協議会設置規則(平成23年教育委員会規則第17号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項による廃止前の古賀市複合文化施設条例施行規則(以下「旧規則」という。)又は古賀市公民館条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この規則に相当の規定があるものは、この規則のそれぞれの規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則第21条第1項及び第28条第1項の規定により交付されている利用者カードは、第28条第2項及び第32条第2項の規定により交付された利用者カードとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第36条第4項の規定により交付されている資料寄託受領書は、第45条第4項の規定により交付された寄託資料受領書とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成された用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
(使用料の適用区分)
- 7 この規則の使用料に関する規定は、施行日以後の使用について適用し、施行日前の使用については、なお従前の例による。
附 則 (平成28年3月31日教委規則第5号) 抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成28年7月1日教委規則第13号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成31年1月30日教委規則第1号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則 (令和2年3月31日教委規則第12号)
(施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

16. 古賀市図書館協議会

(1) 設置趣旨

図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき設置し、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を述べる機関とする。

(2) 構成内容

古賀市図書館協議会は、古賀市生涯学習センター条例第20条第1項第1号に基づき、定数8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

(3) 委員の任期

古賀市生涯学習センター条例第20条第1項第2号に基づき、委員の任期は2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 古賀市図書館協議会委員名簿 (令和2年8月1日から令和4年7月31日まで)

光延 正次郎	古賀市立小中学校校長会
村山 美和子	社会教育委員の会議 (コスモス文庫)
八坂 由美子	読書ボランティア (布の絵本ボランティアつくしんぼ)
鈴木 章	福岡教育大学 非常勤講師
河村 正彦	元近畿大学および近畿大学大学院教授
久池井 良人	元福岡市総合図書館長
井上 文子	公募 (市内に住所を有する者)
長澤 正之	公募 (市内に住所を有する者)

(令和2年8月1日付)

(5) 令和2年度の活動実績 (4回開催)

令和2年 5月	第1回 古賀市図書館協議会 (中止)
令和2年 8月20日	第2回 古賀市図書館協議会
令和2年10月20日	第3回 古賀市図書館協議会
令和3年 2月	第4回 古賀市図書館協議会 (書面会議)

案内図



最寄り駅 鹿児島本線古賀駅東口から徒歩 6 分

高速道路 九州自動車道古賀インターから車で 5 分

駐車場 収容台数:250 台

※駐車場の利用方法は、公演等で内容が変更になる場合がありますのでご注意ください。

図書館要覧

2021(令和3)年10月 発行

〒811-3103 福岡県古賀市中央2丁目13番1号

古賀市立図書館

TEL 092(942)2561

FAX 092(944)0918

書架の案内



古賀市生涯学習センター 古賀市立図書館